

ハイデッガーにおける「良心」の倫理的構造

齋藤俊哉

はじめに

ハイデッガーの著書「存在と時間」(Sein und Zeit)は倫理学の書ではなく、基礎的存在論としての現存在の分析が試みられているだけです。しかしそこでは、通俗的良心解釈に鋭い反論が加えられ、良心の実存論的構造について詳細に述べていることを基礎として、ハイデッガーにおける「良心」の倫理的構造について考察したいと思う。

一、良心の実存論的構造

A 通俗的良心解釈に対するハイデッガーの態度

ハイデッガーは一般の良心解釈を通俗的良心解釈として、彼の実存論的解釈と区別しています。そして彼の良心解釈に対する抗議として、通俗的良心解釈を次の四つに分類して、それぞれに批判を加えています。(S. u. Z. S. 290)

- (1) 良心は、本質的に批評機能をもっていること。
- (2) 良心は、いつでも一定のすで行なわれたか、でなければ欲せられた行為に対して相対的に話すものである。
- (3) 良心の「声」は、経験的に、現存在の存在に、決してそんなに根本的に関係していない。
- (4) 右の解釈は、良心現象の根本的な諸形式すなわち良心に「咎あること」と「咎めないこと」、「叱的」(Vigenden)良心と「警告的」(Warnen den)良心の形式に考慮を払っていない。

第4の抗議に対して、「咎めるという」良心は、既に何か罪を犯したことが前提となります。しかし、私達は既に責めの状態にありますから、私達は過失を犯し得るのであり、また良心に咎めることがあり得るのです。また「咎めない」ということは、良心の忘却であって、全く良心現象ではないとされています。警告的良心は、意欲された行ないを回避しようとするものですが、回避するとかしなく言うことは、既に(ひと)が責めある状態へと呼び出されることよってのみ可能であるとしています(S. u. Z. S. 290~2)。

第3の抗議に対して、これは日常の良心経験が、責めある状態への呼び出しを知らないために起る抗議で、現存在が日常的に転落の状態であり、良心の声から逃避していることを示すだけで、決して良心の声が現存在の存在に本質的に属さないことの証拠にはなりません(S. u. Z., S. 292~3) 第2の抗議に対して、この呼び声の経験が、呼び声をして完全に呼び出させているか否かが問題となります。通俗的良心解釈は、事実を訴えているとさえられますが、その〈ひと〉としての非本来的な考え方により、呼び声の開示範圍を制限してしまっているのです。それ故本来の呼び声は、現存在の責め在る在り方を呼び出すのであって、単に実現された行ないに關係するものではありません(S. u. Z., S. 293)。

第1の抗議も当りません。この抗議もある点では真実に触れていないかも知れないが、批評的機能によって良心は、直接の行為にいての指示は与えませんが、それは積極的にも消極的にもです。良心は、現存在を本来的な在り方へと呼び起すのです。それ故良心はむしろ、実存的な意味では最も積極的なものを与えるのです(S. u. Z., S. 293~5)。

以上のようにハイデッガーは、通俗的良心解釈が「良心」という事実を論争したり、現存在の実存のための良心の法廷機能が様々に考慮に入れられ、「良心が言うところ」のものは多様に解釈されると言われたりすることは、良心という現象のうちに、現存在の根源的な現象が存することが必ずしも充分に証明されなかった場合に起る、と述べています(S. u. Z., S. 298)。それは「存在論的に適切に了解させることによって、どうして良心の呼び声の根源的意味に戻るように命ぜられるか」(S. u. Z., S. 296)ということと、「現存在の転落的な自己解釈という限界づけられた状態」(S. u. Z., S. 295)から出ているのであって、「良心経験のうちに保たれている現存在の実存的な『道德的性質』に関して何かが評価される、というような誤解に基づいている」ためです。しかしハイデッガーは、「事実的な実存的なもろの可能性……の実存論的構造を説明すること、主題としての実存論的人間学の課題の範圍」(S. u. Z., S. 301)と考えており、このことは、彼の良心解釈と倫理的考察を妨げないとして見えてよいでしょう。

B 良心の実存論的構造

「現存在は、〈ひと〉のうちに見失われているので、現存在は、まず自分を見いださねばなりません。そもそも自分を見いだすためには、現存在は自分自身を、その可能な本来性において、「示さねばなりません」。その為には現存在は、「かれが可能性にしたがってそのつど存在するところの、自分の存在可能な証言を必要」とします(S. u. Z., S. 289)。その証言が「良心の声」(Stimme des Gewissens)です。この良心は、現存在の現象として目の前に現れたり現れたりする事実ではなく、「現存在の在り方の中にだけ『存在し』事実として、ただ事実的な実存とともに、またそのうちにおいてだけ示され」(S. u. Z., S. 269)るのです。この良心によって現存在の日常性が非本来的なひとへの転落であるとすれば、そ

ここらどのようにして本来的な「終りへの存在」(Sein zum Ende)であることを理解すること、則ち事実的に転落へと投げだされている現存在が、そこから存在論的に脱却しようとするからです。この存在論的企投の契機は、「先駆」(Vorlaufen)において認められ、現存在はあらゆる瞬間に死へ先駆です。先駆は、現存在に対して転落的な自己疎外を暴露し、彼をその固有の自己可能性の前へと連れていくのです。しかもその自己を、死への自由において顕わにします。このような存在論的企投を存在自身から実証するのが、「良心の声」になりません。それ故「良心は、何もものか etwas、を暗示する、即ち開示」するので、この「暗示」「開示」は、良心の形式的性格であるとし、それを良心の「呼び声」(Ruf)と名付けています。以上の、良心の実存論的解釈が、通俗的良心解釈が一定の限界内で了解して良心論として概念化されているのとは、異なることをハイデッガーは明言しているのです(S. n. Z. S. 269, 290-3)。

二、良心の倫理的構造

A、呼ぶこととしての良心

呼び声としての良心の特性は、単なる心の中に現われた形でも、音声を発して知らせることもなく、(暗示すること)(Zuversetzen — geben)です。呼び声とは、「日常的に平均的に配慮している(自分をいつも)すでに了解している働き(Sich-immer-schon-verstehen)のうちで、現存在に触れる」(S. Z. S. 272)とて、即ち自己へと(ひと自己)は呼びかけられるのです。何を呼びかけるのか、それは「無」(Nichts)です。良心は、「ひとりでもいつも沈黙する」(S. n. Z. S. 271)という様態で語っています。それ故、良心は呼び声であり、「呼び声は、ひと自己を、その自己のうちに呼び戻す」(S. n. Z. S. 274)のです。なぜ現在在は、呼びかけられなければならないのでしょうか。これは、先に「転落の在り方からの呼び起し」として捉えました。この転落の在り方は、現存在が被投性を避けて(ひと)という思い違いの自由の気安めへと逃げこんでいることであり、「無に対して、最も自己的な存在可能への不安におののいて、気味悪さを日常的に敵っている」(S. n. Z. S. 276)のが、世界・内・存在である現存在の転落の在り方です。即ち、生きることへの不安や気味悪さから逃れようとする思い違いや自由の気安めが、現存在の全体性を見失っているのです。

良心は、「現存在の自己を、(ひと)への見失いから呼び起す」(S. n. Z. S. 274)のです。即ち現存在の転落の様態からの、呼び起しです。それは共同現存在である他人からの呼びかけではなく、「良心のうちで、自分自身を呼び」(S. n. Z. S. 275)「その呼び声は「私」(現存在)から現われて、私(現存在)を越えてゆく」(S. n. Z. S. 275)「即ち現存在そのもの実存的可能性の中に、現存在自身が真に本来的であり得ることを示し、それに向わせるのが良心の声であり、そこに現実からの超越の意味があります。これをハイデッガーは、「関心の呼び声としての良心(Das Gewissen als Ruf der Sorge)」

と名付けています。この呼び声によって初めて現存在は、最も自己的な存在可能に向って、自分自身を企投できるようになります。そしてまた、現存在がその実存の根源において *Sorge* (関心) である、ということが良心の呼び声の存在論的可能性なのです。

しかし良心現象は、この呼び声が現存在によって正しく聴き取られ、本来的に了解される時、はじめて「全き良心体験」(S. u. Z., S. 279) が理解されるのです。呼び声に従ってくる本来的な呼びかけの了解は、決して良心現象に付属するものでなく、呼び声と同様に現象の全体の現象を構成する必然的な契機です。そして呼び声が、私達に理解するように与えているものこそ、「責め」(*Schuld*) なのです。

B 責め (*Schuld*)

「責めあること」(*Schuldigsein*) は日常的には、「借りをもってしているという意味の『責めあること』」(S. u. Z., S. 282) や「何かを返さなければならぬ、何事かの誘引となっていることを意味しています」。

しかし「責めあること」の形式的実存論的観念においては、他人は問題でなく、「非によって規定された存在の根拠であること」(*Grundsein für ein durch ein Nicht bestimmtes Sein*)、即ち「非性の根拠であること」(*Grundsein einer Nichtigkeit*) (S. u. Z., S. 283) と「ハイデッガーは規定しています。それは、現存在そのものの関心として、常に自己の『事実 *Dass*』であり、自己自身の存在可能の重荷、即ち「現存在がそれに引き渡されて、真の実存」(このような存在する存在するものとして、ひたすら実存できるこのような存在するものとして)として、現存在は実現していないが存在可能の根拠」(S. u. Z., S. 282)で、あらゆる罪や責任はこの根源的な負い目(非)を根拠として可能で、その重圧の中に安らぎを得ています。しかしこのように、自己自身の根拠をおかねばならない自己に最も固有な自己の存在である根拠を自由に支配しえない、という被投性が、非の実存論的意味です。⁽¹⁾

更に、「現存在は実存しながら、その根拠」(S. u. Z., S. 283)であり、現存在は可能性から自己を了解しながら被投的な存在者で、実存的投企において他の可能性であることを放棄しています。即ち投企は、被投的投企として根拠ある非性によって規定され、投企自身として本質的に非です。この意味の非性はその実存的可能性に対し、一つの可能性の選択の中に在る現存在の自由(他の可能性が選ばれたのでないこと、また選んでもできないこと)に属しています。そして被投性の構造においても投企の構造においても、本質的に非性が存在します。それ故関心自身がその本質において、徹底して非性によって貫かれていたので、現存在はその実存において非性の非的根拠即ち責めある存在なのです。しかしこの非性は、現存在が十分に進歩発展したなら、即ち現存在の本来的投企において除かれる暗黒な性質です(S. u. Z., S. 287)。

「責めあること」は、現存在が気味悪さから「美的・転落的な(ひと)として自分自身を、その存在可能にまで呼び起す「関心 *Sorge* の呼び声」です。

現存在がこの関心の呼びかけを止しく聞くことは、その最も自己的な存在可能の中で自己を了解すること、即ち自己の最も自己的な「責めあること」を
目指して呼びかけられているのです。このような呼び声を了解することが、「良心を〓もとうと〓欲すること」即ち「良心をもつことが最も自己的な
責めあること」にとつて自由存在として選ばれ」(S. u. Z., S. 298)なのです。それ故現存在は、その選ばれた存在可能からの最も自己的な自己を白
己みずからのなかで行動させること、即ち責任あるものとして存在し、その内部では「善(答めない良心)」である実存可能性が成立しています。ハイ
デッガーは、本質的な「責めあること」は、「道徳性一般とその事実に可能な派生形式、即ち現実の罪過や苛責にとつての、可能性の実存的制約」(S. u. Z., S. 286)であつて、道徳性は自己自身のために根源的な「責めあること」を前提としているからだ、としています。それは実存論的には、個
々の罪過や違反が発生する前に、自己は実存の根底において、良心の呼び声の不気味が現存在を最も自己的であり得る可能性のため、最初から責めら
れねばならないのです。ここにハイデッガーの良心の、倫理的構造の根底が見出されます。何故なら良心の呼び声は、常に自己自身の存在の根拠に対し
て、直接「非性」という負い目を呼びかけるからです。

C 良心は何を証言するか。

良心の証言は、「責めあること」にまで予め呼びかけて呼び起すことです。(良心を〓もとうと〓欲すること)である本来の呼び声の了解、即ち「この
最も自己的な自己を、その「責めあること」におけるかれ自身の「みずからの〓うちで〓行動〓させる」ことは、現象的には、現存在そのもののなかで
証言された本来の存在可能を表現」(S. u. Z., S. 295)しています。存在可能であることは、この可能性のなかで実存していることにおいてだけ了解
されています。(良心を〓もとうと〓欲すること)のなかにある現存在の開示性は、不安の情態性、最も自己的な「責めあること」への自己投企として
の了解の働き、および前述の沈黙としての語りによって構成されているのです。これらの契機を通じて、良心によって証言されてくる卓越した本来の開
示性、即ち沈黙しつつ不安に対処しながら最も自己的な責めを負おうとする自己投企が、覚悟性 (*Emschlossenheit*) です (S. u. Z., S. 296-7)。
「良心を〓もとうと〓欲すること」は、このような「責めあること」のために覚悟を決めることです。良心の呼び声は、もしそれが存在可能にいたるま
で呼び起されるならば、何んらの空虚な実存理想をもつものでもなく、情況のなかへと先に呼びにゆくのです。このように「正しく了解された呼び声の
実存論的な積極性、呼ぶことの傾向を以前の負債や罪過に限ること」(S. u. Z., S. 300)ではなくなっています。覚悟性としての呼びかけの了解の実
存論的解釈は、「良心を現存在の根源に含まれている在り方」(S. u. Z., S. 300)として開示します。それ故「良心を〓もとうと〓欲すること」は、
「最も自己的な責めあることへと呼びかける用意がある」(S. u. Z., S. 307)ことを意味します。この責めあることは「そのつどすでに事実的な現存
在をば、すべての事実的な罪過の以前やその消滅以後にも規定」(S. u. Z., S. 307)しているのです。覚悟を決めることによってそのつど確実なこと

は、「自分独自の存在可能な無規定性は、死への存在において初めて全てが残りなく明らか」(S. u. Z. S. 308)になります。そして死への無規定性は、「不安において根源的に開示」(a. a. o.)されます。このような根源的な不安は、覚悟性を自分に要求しようと努めるのです。不安は、「現存在が自分自身に引き渡されているという、すべての敵い隠しを剥ぎとり、無のままに連れて」(S. u. Z. S. 308)行くのです。その無 *Nichts* が、現存在をその根拠において規定している「無ということ(非性)」「*Nichtig Nichtigen*」を顕わにします。しかもその根拠そのものが、死へ投げ出されていること〔被投性〕(*Geworfenheit*)として、在る」(S. u. Z. S. 308)のです。この非性は、「責めあること」における「現存在のこの存在、すなわち現存在の被投性を構成している無」を意味し、実存論的には「〈現存在は自己でありながら、自己として被投的な存在するものであること〉」(S. u. Z. S. 285~5)と同一の非性であって、ひとつの可能性の選択のなかにおける現存在の自由としての非性です。そしてそれは現存在の根拠であり、根拠は常にその存在が根拠であることを引受けねばならない「存在するものの根拠」(S. u. Z. S. 285)なのです。

三、良心の倫理的構造

さて良心とは、呼び声です。この呼び声によって開示されるのが、私達が、常に責められるべき存在であることを蔽い隠して、単なる〈ひと〉へと没入してしまっていることへの「責め」です。そしてこの「責め」こそが、自己に良心の呼び声を理解させようとしているのです。この「責め」の形式的実存論の規定が、「非性」です。良心の呼び声はこの「責め」によって、現存在の存在の根拠である「非」、即ち死へと投げ出されることを沈黙という関心の様態で語りかけます。自己が「死への存在」(*Sein zum Tode*)であることを「良心を〓もとうと〓欲する」良心の呼び声によって気付かされ、それに向って最も自己的な責めを負おうと覚悟したときに、初めて本来の道徳性が成立することになります。それ故ハイデッガーが、通俗的良心解釈を批判するのは、通俗的良心解釈がその根拠に、存在の根源にせまろうとする態度に欠けていることに対してではないでしょうか。そのため覚悟によって現存在の真の〈責めあること〉が浮彫りにされ、「他人において責めあるようになる」(*Schuldig werden an Anderen*) (S. u. Z. S. 282)という性格が出てきます。これは他人が自己の実存において、脅かされ誤って指導され、ないしは破壊されていることに対する自己自身の責任であり、他人と共に存在している共同存在としての自己自身に要求される責任であります。ここに現存在に対する責任、即ち「倫理的要求」(*Stilichen Forderung*)が要求されるのです。

〈ひと〉として転落している現存在の良心行動は、〈ひと〉の単なる好奇心から派生したものであります。なぜならその良心行動によって、自己の本来的な実存からの逃避であるからです。真の良心は、自己自身が「良心を〓もとうと〓欲すること」によって、存在するものの真の根源へと向けられるべきものであって、自己の本来的可能性への覚悟において、倫理性は自己自身において、根源的な〈責めあること〉を前提として、はじめて良心による行動

そこに展開されるのです。それ故、ハイデッガーの実存論的良心解釈は、通俗的良心解釈の更に根源的な解釈であって、良心の倫理性は実存論的良心を根底として始めてその全構造が成立するのではないでしようか。

三宅剛一編 「現代における人間存在の問題」 二六八頁参照

金子武蔵編 「実存と倫理」 七二頁